

エンドユーザー WhistleB 初期設定利用規約

「エンドユーザー WhistleB 初期設定利用規約」(以下「本規約」といいます)は、SaaSpresto 株式会社 (以下「SaaSpresto」といいます) が提供する内部通報システムサービス「Whistle B」(以下「Whistle B」といいます) の初期設定業務 (以下「本件サービス」といいます) について、本件サービスを利用するための必要な条件を定めるものとします。なお、本件サービスの全部又は一部については、SaaSpresto の他に、SaaSpresto の販売代理店、又はその代理となる法人が提供することがあります。

(本規約の適用及び変更)

第1条 本件サービスの利用者 (以下「利用者」といいます) は、本件サービスの利用にあたり本規約を遵守するものとします。

2. WhistleB に関するエンドユーザーサブスクリプション契約 (EUSA) と本規約の定めが抵触した場合、エンドユーザーサブスクリプション契約 (EUSA) の定めが優先して適用されるものとします。
3. SaaSpresto は、本規約を随時変更することがあります。なお、この場合には、本件サービスを利用するための必要な条件は、変更後の新規約を適用するものとします。
4. SaaSpresto は、前項の変更を行う場合は、30 日以上予告期間をおいて、SaaSpresto 所定のホームページに掲載することにより、変更後の新規約の内容を本件サービスの利用者に通知するものとします。

(本件サービス)

第2条 利用者が利用できる本件サービスは、以下に定める内容とします。

- (1) WhistleB の環境 (通報チャンネル、管理ツール)の払い出し
- (2) 初期設定の WhistleB ヒアリングシート(*1)の内容を基に、利用者専用の初期環境の設定・変更作業

*1: 初期設定の WhistleB ヒアリングシートの内容が、提出後に変更が発生する場合や、本件サービスの利用期間を超えてヒアリングシートに未記載の設定作業が新たに発生する場合、別途追加料金が発生します。

- (3) 通報チャンネルの初期設定、改修、及びそれらに伴うお打ち合わせ (*2)

*2: お打ち合わせは、リモート (オンライン) 形式で実施し、1 回 (1 時間) で合計 3 回 (3 時間) までとします。

①初回 (キックオフ) ②改修・修正内容の確認、進捗レビュー ③予備

- (4) ドキュメント一式の提供 (キックオフ資料、WhistleB ユーザーマニュアル、及びクイックスタートガイド)

(5) 本件サービスの利用期間中における QA 対応 (*3)

*3:SaaSpresto は、通常、初期設定が完了した際に電子メールにて通知します。

但し、利用者から検収確認の連絡がない、又は何ら意思表示が行われない場合、若しくは、動作テストや確認作業等にご協力頂けない場合、本件サービスの利用期間の満了日をもって初期設定が完了したものとみなします。

2. SaaSpresto は、本件サービスの提供が完了した際、利用者に対して完了通知の電子メールをお送りしますが、その時点から 2 週間以内であれば、無償で改修や修正を受け付けるものとします（但し、ヒアリングシートに記載のない、新たな業務は別途追加の報酬の支払がない限り対応いたしません）。
3. SaaSpresto が本件サービスに基づいて制作する通報用 URL、ランディングページ、質問ページ、ケースマネジメント（管理）ツールその他一切の成果物（以下「成果物」といいます）の内容は、SaaSpresto、SaaSpresto の販売代理店、又はその代理となる法人が、別途、利用者へ示した資料によるものとします。
4. 本件サービスの内容は、やむを得ない場合には、一部変更することがあることを利用者は了承します。

(利用者の協力)

第 3 条 利用者は、SaaSpresto が別途定める資料に基づく利用者の役割として定められる業務（動作テストの実施等）はもちろんのこと、SaaSpresto から本件サービスの提供に関する協力を求められた場合には、速やかに協力するものとします。

2. 利用者は、前条 2 項の本件サービスの完了通知の電子メールを受信した際、すみやかに検収作業を実施し、申し込み時又は利用者が指示した作業内容と齟齬がなければ、検収完了の通知を受信した日から 10 日以内に SaaSpresto へ検収結果を通知するものとします。なお、利用者から検収完了の連絡がない、または何ら意思表示が行われない場合、かかる期間の満了をもって本件サービスが終了したものとみなします。

(本件サービスの提供時間)

第 4 条 SaaSpresto が利用者に対して本件サービスを提供する時間は、平日 9 時～17 時のベストエフォートで対応することとし、利用者が SaaSpresto の休日や当該時間外に相談をした場合、SaaSpresto は、翌営業日以降に対応するものとします。

(クライアントソフト及びアクセス回線)

第 5 条 利用者は、自らの責任及び負担において、本件サービスの提供を受けるための所定の条件を満たすソフトウェア及び必要機材を調達し、本件サービスを利用するために必要な設定を行うものとします。

2. 本件サービスの利用に際し、利用者は、自らの責任及び負担において、本件サービスの提供を受けるための所定の条件を満たすアクセス回線を利用するものとします。

(禁止事項)

第6条 利用者は、本件サービスの利用にあたり、次の各号に該当する行為をしてはならないものとします。

- (1) SaaSpresto 若しくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、又は、侵害するおそれのある行為
- (2) SaaSpresto 若しくは第三者の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為、又は、侵害するおそれのある行為
- (3) SaaSpresto 若しくは第三者を差別若しくは誹謗中傷・侮辱し、第三者への差別を助長し、又は、SaaSpresto 若しくは第三者の名誉若しくは信用を毀損する行為
- (4) 詐欺、規制薬物の濫用、児童売買春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく行為、又は、結びつくおそれの高い行為
- (5) わいせつ、児童ポルノ又は児童虐待に相当する画像、文書等を送信若しくは掲載する行為、又は、これらを収録した媒体を販売する行為、又は、その送信、掲載、販売を想起させる広告を表示又は送信する行為
- (6) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に基づく、当該事業の提供者に対する規制及び当該事業を利用した不正勧誘行為の禁止に違反する行為
- (7) SaaSpresto 若しくは第三者に対し、無断で広告・宣伝・勧誘等の電子メールを送信する行為、嫌悪感を抱く若しくはそのおそれがある電子メール(嫌がらせメール)を送信する行為、SaaSpresto 若しくは第三者の電子メール受信を妨害する行為、又は、連鎖的な電子メール転送を依頼する行為及び当該依頼に応じて転送する行為
- (8) 第三者の保有するコンピュータに対して多数回の接続行為を繰り返し行い、もって当該コンピュータを利用困難な状態におく行為
- (9) 本人の同意を得ることなく、又は、詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為
- (10) SaaSpresto 又は第三者になりすまして本件サービスを利用する行為
- (11) SaaSpresto 若しくは第三者の設備等の利用、運営に支障を与える行為、又は、与えるおそれのある行為
- (12) 有害なコンピュータプログラム等を送信若しくは掲載し、又は、第三者が受信可能な状態におく行為
- (13) 法令に基づき監督官庁等への届出、許認可の取得等の手続が義務づけられている場合に、当該手続を履行せず、その他当該法令に違反する行為

- (14) 上記各号の他、法令若しくは公序良俗に違反(暴力、残虐等)する行為、SaaSprestoの信用を毀損し、若しくは、SaaSprestoの財産を侵害する行為、又は、第三者に不利益を与える行為
- (15) 上記各号のいずれかに該当する行為(当該行為を第三者が行っている場合を含みます)が見られるデータ等へリンクを張る行為
- (16) 第三者に、上記各号までのいずれかに該当する行為をなさしめ、又は、当該第三者の当該行為が存在することを知りながら適切な措置を講じることなく放置する行為

(不適正情報の削除)

第7条 SaaSprestoは、利用者が本件サービスに登録又は提供した情報が、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、利用者には通知することなく、当該情報を削除することができるものとします。ただし、SaaSprestoは、当該情報に関する削除義務を負うものではありません。

- (1) 前条各号のいずれかに該当する行為により本件サービスに登録又は提供した情報
 - (2) その他 SaaSpresto が合理的理由により削除の必要があると判断した情報
2. 本条の規定に従い前項各号所定の情報を削除したこと、又は、当該情報を削除しなかったことにより利用者が発生した損害について、SaaSprestoは一切の責任を負いません。

(ID等の管理責任)

第8条 利用者は、SaaSprestoから本件サービスを利用するために必要なID、パスワード及び第二パスワード(以下「ID等」といいます)の発行を受けた場合、本件サービスを利用するためにのみ当該ID等を使用するものとし、当該ID等が第三者(本件サービスを利用する権限のない利用者の従業員を含む。以下、本条において同じ)に開示又は漏洩することがないように善良な管理者の注意をもって管理するものとします。

- 2. 利用者の責めに帰すべき事由により、ID等が第三者に開示又は漏洩し、当該第三者がID等を用いて本件サービスを利用した場合、利用者による利用とみなすものとします。
- 3. 前項の第三者による利用に関し、利用者には損害が生じた場合であっても、SaaSprestoは、一切の賠償責任を負わないものとします。

(秘密情報の取扱い)

第9条 利用者及びSaaSprestoは、次項に定める方法で、相手方から秘密と指定して開示

された情報（以下「秘密情報」といいます）を、次の各号の定めに従い取り扱うものとし、

- (1) 秘密に保持するものとし、事前に相手方の文書による承諾を得ることなく第三者（第 21 条の定めに基づき SaaSpresto が本件サービスの遂行を委託する第三者を除きます）に開示しないこと
 - (2) 本件サービスの利用ないし提供の目的の範囲内でのみ使用、複製及び改変すること
 - (3) 本件サービスの利用期間終了後、又は、相手方から求められた場合速やかに相手方に返却、又は、自らの責任で消却すること（秘密情報の複製物及び改変物も同様とします）
2. 利用者及び SaaSpresto は、前項に定める秘密情報としての取扱いを要する情報を相手方に開示する場合、次の各号に定める方法でこれを行うものとし、
- (1) 文書で開示する場合、「Confidential」等の秘密である旨を表示して相手方に提供開示すること
 - (2) 電子記録媒体で開示する場合、当該電子記録媒体の表面上に前号の表示を付すとともに、当該電子記録媒体に電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいいます。以下同様とします）により前号の表示を記録することが技術的に可能な場合は、電磁的方式により前号の表示を記録し、相手方に開示すること
 - (3) 電子メールで開示する場合、本文等に第 1 号に定める表示をし、相手方に開示すること（電子メールにファイル等が添付されている場合、当該ファイル等についても同様とします）
 - (4) 口頭で開示する場合、開示の際、当該情報が秘密情報としての取扱いを要するものである旨を相手方に告げ、当該口頭による開示後 14 日以内に、前各号に定めるいずれかの方法により相手方に開示すること
3. 第 1 項の定めは、次の各号のいずれかに該当する情報には適用されないものとし、
- (1) 相手方から開示される前に既に受領当事者が保有していた情報
 - (2) 相手方から開示された秘密情報によることなく、受領当事者が独自に開発した情報
 - (3) 公知の情報
 - (4) 受領当事者が秘密保持に係る義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 - (5) 権限ある官公署から開示を求められた情報

(本件サービスの一時停止)

第10条 SaaSpresto は、次の各号のいずれかに該当する場合、2週間前までに利用者へ文書又は電子メールによって通知することにより、本件サービスの全部又は一部を一時的に停止することができるものとします。但し、緊急かつやむを得ないと SaaSpresto が判断した場合は、事前に利用者へ通知することなく、本件サービスの全部又は一部を一時的に停止することができるものとします。

- (1) 本件サービスの提供に必要な設備等に対し保守、工事、障害の対策等の実施が必要なとき
- (2) 電気通信事業者が電気通信役務の提供を中止するとき
- (3) その他 SaaSpresto が必要と認めたとき

2. 前項の定めに基づき、SaaSpresto が本件サービスの全部又は一部を一時的に停止した場合において、当該一時停止の原因が解決又は終了したと SaaSpresto が判断したときは、SaaSpresto は、本件サービスの再開に必要な措置を直ちに講ずるものとします。

(不可抗力による本件サービスの停止)

第11条 天災地変その他の不可抗力(次の各号に掲げる事由を含みますがこれらに限られません)により本件サービスの全部又は一部が停止した場合、SaaSpresto は本件サービスの停止後遅滞なく利用者へ文書又は電子メールにより通知するものとし、可能な限り本件サービスの復旧に努めるものとします。

- (1) 計画メンテナンスの実施
- (2) 地震、台風、洪水、嵐等の自然災害、感染症の発生、戦争、内乱、暴動
- (3) 行政機関又は司法機関による業務を停止する旨の命令
- (4) クライアント環境の不具合
- (5) 本件サービスに接続するためのネットワーク回線の不具合
- (6) 利用者の不正な操作
- (7) 第三者からの攻撃及び不正行為

(利用不能)

第12条 前2条に定める場合によらず、SaaSpresto の責めに帰すべき事由により本件サービスの全部又は一部が停止した場合、SaaSpresto は利用者に対し、直ちにその理由について通知するとともに、本件サービスの再開に必要な措置を速やかに講ずるものとします。また、この停止により利用者へ損害が生じた場合には、利用者は SaaSpresto に対し、第16条の規定に基づき当該損害の賠償を請求することができるものとします。

(本件サービスの廃止)

第13条 SaaSpresto が利用者に対し、本件サービスの全部又は一部を廃止する日（以下「サービス廃止日」という）の2ヵ月前までに本件サービスの全部又は一部を廃止する旨を文書又は電子メールにより通知した場合、SaaSpresto は、当該サービス廃止日をもって本件サービスの全部又は一部を廃止できるものとします。

2. 前項に基づき、SaaSpresto が本件サービスの全部又は一部を廃止した時点において、既に SaaSpresto に対し支払われている本件サービス料金等がある場合には、SaaSpresto は利用者に対し、当該廃止する本件サービスについて提供しない日数に対応するサービス料金等を日割計算（この場合には、利用期間を1月あたり30日間として計算する）にて利用者へ返還するものとします。

(SaaSpresto の責任範囲)

第14条 SaaSpresto が本件サービスの用に供するハード、ソフト及び通信回線に関し、SaaSpresto は、SaaSpresto がインターネット等の外部のネットワークへ接続するために利用する回線が正常に稼働する責任のみを負担し、これ以外の責任（利用者のウェブブラウザ、サーバ等を含むがこれに限られない）は一切負担しないものとします。

2. SaaSpresto は、次の各号のいずれかに該当する場合、別途規定する場合を除いて、本ソフトウェアに対して技術サポートを提供いたしません。
 - (1) 第三者が提供したサービスに起因して発生したとき
 - (2) 第三者の故意又は過失により発生したとき
 - (3) 電気通信事業者が電気通信役務の提供を中止したことにより発生したとき
 - (4) クライアント又はクライアントソフトに起因して発生したとき
 - (5) 天災地変その他の不可抗力により発生したとき
 - (6) その他 SaaSpresto の責に帰すべき事由により発生したとき
3. 第10条及び第11条に定める事由に起因して本件サービスの全部又は一部が停止した場合における SaaSpresto の責任は、当該各条項に定める責任に限られるものとし、当該各条項に定める責任以外の一切の責任を負わないものとします。
4. 第13条の定めに基づき SaaSpresto が本件サービスの全部又は一部を廃止した場合における SaaSpresto の責任は、同条第2項に定める責任に限られるものとし、同条同項に定める責任以外の一切の責任を負わないものとします。
5. SaaSpresto は、本件サービスが SaaSpresto において事前に説明をした機能を有することのみを保証し、法律上の瑕疵担保責任を含め、商品性の保証、特定目的適合性の保証、第三者の権利の非侵害、商業性、特定の目的への適合性、正確性、完全性、ウイルスの不存在、過失の不存在その他明示又は黙示のいかなる保証も行わないものとします。

6. SaaSpresto は、前各項のほか、次の各号に定める事項が満たされることに関し、何らの保証を行わないとともに、これらの事項が満たされなかったことにより利用者に生じた損害に関し、賠償の責任を負わないものとします。

- (1) 本件サービスが利用者の特定の目的・用途に適合すること
- (2) アクセス回線を利用した通信が正常に行われること
- (3) アクセス回線を通じて送受信されたデータが完全であること、正確であること、又は、有効であること
- (4) クライアント又はクライアントソフトが正常に稼働すること
- (5) クライアントからの問い合わせ又は処理要求に対して、一定時間内に応答すること
- (6) データの移行が可能であること

(知的財産権)

第15条 SaaSpresto が作成した成果物に関する知的財産権は SaaSpresto に帰属するものとし、SaaSpresto は利用者に対して、利用者が WhistleB を利用する期間に限り、無償で当該成果物の利用を許諾するものとします。

(損害賠償)

第16条 本件サービスの提供に関し、SaaSpresto の責に帰すべき事由により利用者に損害が生じた場合、当該事由の直接の結果として利用者が現実に被った通常の損害に限り、利用者は SaaSpresto に対し、次項に定める額を上限として、当該損害の賠償を請求することができるものとします。

2. 前項に定める損害賠償の上限額は、債務不履行、法律上の瑕疵担保責任、不当利得、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、当該損害の生じた原因が本件サービスにある場合、本件サービスの利用料金等として、SaaSpresto が利用者から受領した金額相当額とします。

3. 前各項の定めにかかわらず、通信回線の障害、利用者における端末誤操作等その他 SaaSpresto の責めに帰することができない事由から生じた損害、SaaSpresto の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害及び逸失利益については、SaaSpresto は、請求原因の如何にかかわらず、賠償責任を負わないものとします。

(利用期間)

第17条 本件サービスを利用できる期間は、原則として、WhistleB 初年度の契約開始日に属する月末日または ID 等が利用者へ発行された日の翌月末日とします。

(過怠約款)

第18条 利用者が次の各号に定める事項のいずれかに該当する場合、SaaSpresto は利用者に対し、事前の催告を行うことなく、直ちに本件サービスに関する利用契約の全部又は一部を解除し、本件サービスを停止することができるものとします。

- (1) 利用者振り出しの手形又は小切手が不渡りになったとき
- (2) 差押え、仮差押え、仮処分、競売、破産宣告、整理あるいは更生等の申立を受けたとき
- (3) 自ら破産宣告、更生等の申立をしたとき、又は、清算に入ったとき
- (4) 支払を停止したとき
- (5) 監督官庁から営業の許可取消処分又は停止処分を受けたとき
- (6) 債務の履行猶予の申出を行い、あるいは債権者集会の招集準備、主要資産の処分の準備その他債務履行が困難と認められる事由が生じたとき
- (7) 本件サービスの利用申し込みにおいて虚偽の事項を通知したことが判明したとき
- (8) 利用者が本規約に違反し、SaaSpresto から相当期間を定めて是正するよう催告を受けたにもかかわらず、当該期間後も是正されないとき

2. 利用者が前項各号のいずれかに該当する場合、利用者は SaaSpresto 又は SaaSpresto の販売代理店若しくはその代理となる法人に対する全債務（手形債務を含みます）について期限の利益を当然に喪失し、直ちにその債務を履行しなければならないものとします。SaaSpresto が利用者に対し、債権を有し一方で債務を負担している場合には、SaaSpresto は当該債権と債務を対当額をもって相殺することができるものとします。

(本件サービス終了時の措置)

第19条 利用者及び SaaSpresto は、本件サービスの利用を終了した後、遅滞なく、秘密情報を提供当事者に返還するか、又は、自らの責任で破棄するものとします。

2. 本件サービスの利用期間が終了した時点で未払の本件サービスの利用料金等その他の料金がある場合、利用者は、直ちに当該料金等を支払うものとします。

(権利義務譲渡等の禁止)

第20条 利用者は、本件サービスを利用できる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、承継してはならないものとします。ただし、利用者が本件サービスを利用できる権利又は義務の全部または一部を第三者に譲渡した場合、利用者は、当該第三者に、本規約に定める義務を遵守させるものとし、当該第三者が本規約に違反した場合には、利用者が為したものと見做して、SaaSpresto に対して、一切の責任を負うものとします。

(第三者への委託)

第21条 SaaSpresto は、本件サービスの提供に必要な業務を第三者に委託することができるものとします。但し、SaaSpresto は、これにより、本規約に定める利用者に対する義務を免れることはできないものとします。

(存続条項)

第22条 本件サービスに関する利用期間が終了した後も、第16条（損害賠償）、第19条（本件サービス終了時の措置）、第24条（管轄裁判所）及び第25条（協議）の定めは、有効に存続するものとします。

2. 本件サービスの利用期間が終了した後も、第9条第1項、同条第3項（秘密情報の取扱い）の定めは、当該利用期間が終了した後1年間存続するものとする。

(法令等の遵守)

第23条 利用者及び SaaSpresto は、本件サービスの利用に関し、法令等の定めを遵守するものとします。

(管轄裁判所)

第24条 本件サービスに関する一切の紛争については、SaaSpresto の本店所在地を管轄する裁判所のみを専属的管轄裁判所として処理するものとします。

(協議)

第25条 本件サービスの利用条件について疑義を生じた場合、及び、本規約に定めのない事項については、利用者、SaaSpresto 双方で協議し、円満に解決を図るものとします。

2023年12月5日制定

2024年1月1日発効